

建設業における労働災害の状況と今後の対策

－滋賀県、平成 26 年の分析－

H27.7 滋賀労働局

平成 26 年の滋賀県における建設業労働災害発生状況は、次のとおりである。

第 1 労働災害の概要と総括

1 死亡災害

- (1) 滋賀県の建設業では、死亡災害が 2 件発生。前年は 3 人（交通事故、巻き込まれ、倒壊 1 人ずつ）であり 1 人減少。
- (2) 1 人目は、2 月 4 日 14 時発生したもので、滋賀県発注の「その他の土木工事業（河川支障物件撤去委託工事）」であり、「琵琶湖に沈んだ船を台船に乗せて陸上に引揚げる作業」で、「琵琶湖で台船を牽引する作業の救援のため、タンカー船で向かった被災者が、タンカー船の船首から台船に移ろうとしたところ、琵琶湖に落ちて水死したもの」である。46 歳の男性であった。

2 人目は、7 月 26 日 16 時半発生したもので、民間発注の「その他の建築工事業」であり、「住宅の屋根吹き替え工事で、瓦の斫（はつり）作業を終えて、建屋周囲の清掃作業を行っていた被災者が、現場から約 400 メートル離れた路上で倒れているのを発見された。熱中症で死亡したもの」である。48 歳の男性であった。

2 休業 4 日以上之死傷災害

- (1) 滋賀県の建設業では 155 人の休業 4 日以上之死傷災害が発生。建設業は前年比較で 7.6% 増加。建設業災害発生状況は、**第 2** に示す。
- (2) 建設業の内訳としては、次のとおりである。主な災害事例は**第 4** に示す。
 - ①土木工事業は、31 人、前年比較で +6 人、+24%。
 - ②建築工事業は、94 人、前年比較で +15 人、+19%。
うち木造家屋建築工事業は、37 人、前年比較で +8 人、+28%
 - ③その他の建設業は、30 人、前年比較で -10 人、-25%。

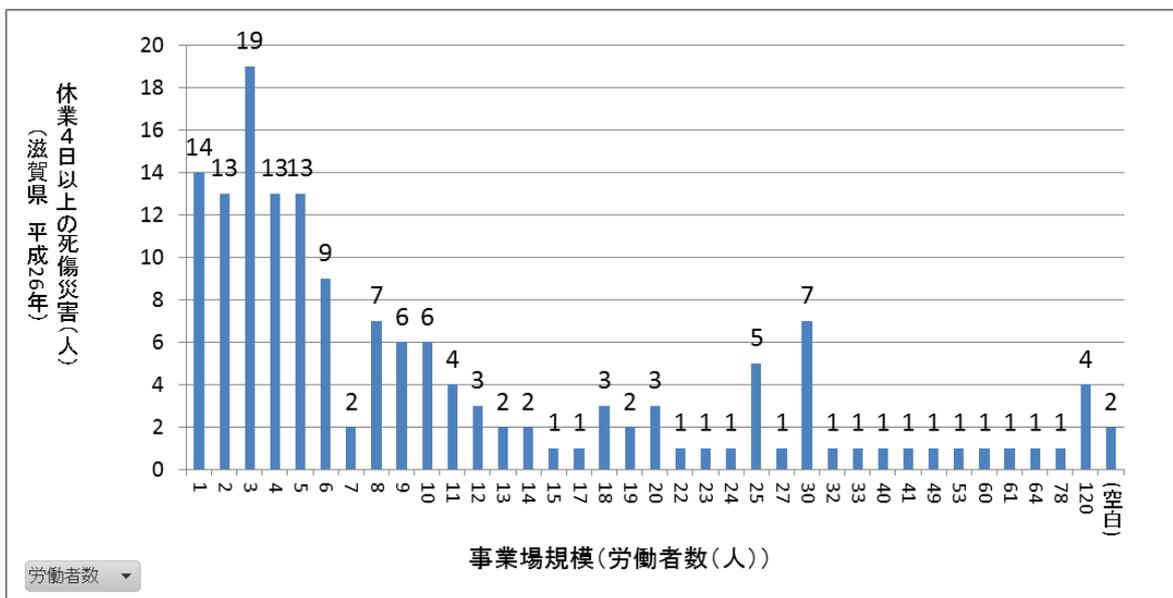
3 建設業労働災害発生状況の総括

- (1) 経験期間の浅い労働者の災害が占める割合は過去最高水準である。墜落・転落災害の件数（62 人）は、平成 21 年以降で最多であり、災害全体に占める割合（40%）は死傷病報告の集計開始（平成 11 年）以降最高である。
- (2) 上記の結果、墜落災害など重篤災害を中心に、建設業の労働災害防止対策を速やかに講じる必要がある。
- (3) 今後の具体的な対策は、**第 3** に示すとおりである。

第2 建設業労働災害発生状況（注：休業4日以上の労働者死傷病報告155件）

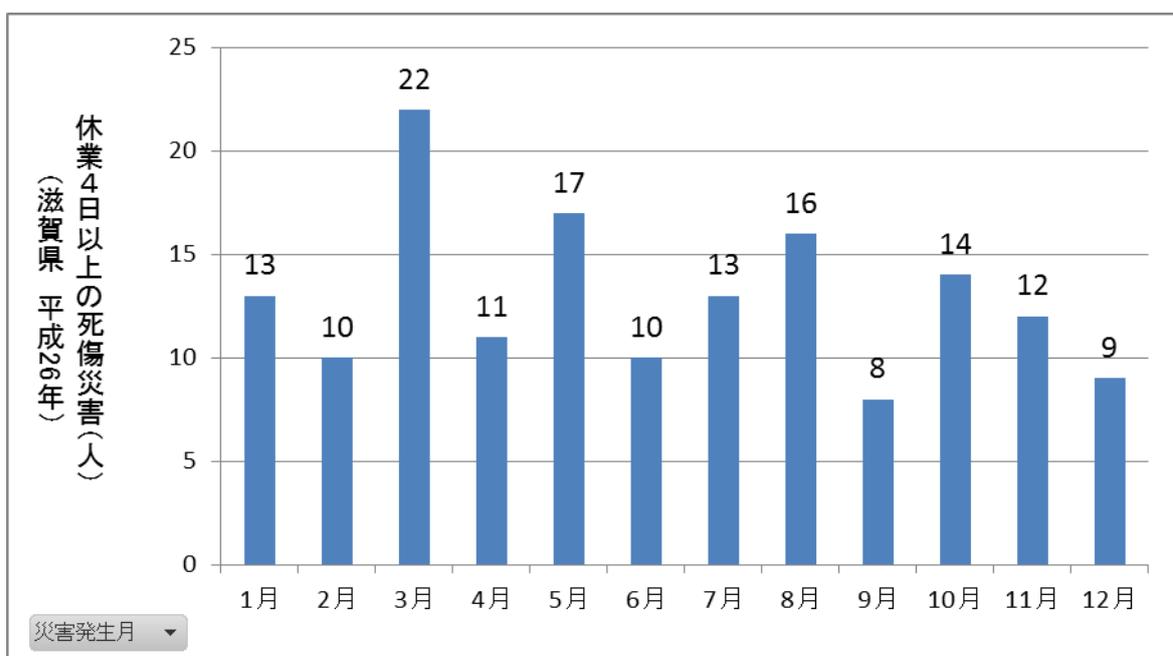
1 事業場規模（労働者数）別発生件数

建設業の事業場規模別では、労働者数が10人未満の事業場での発生が、96人（全体の62%）を占めている。



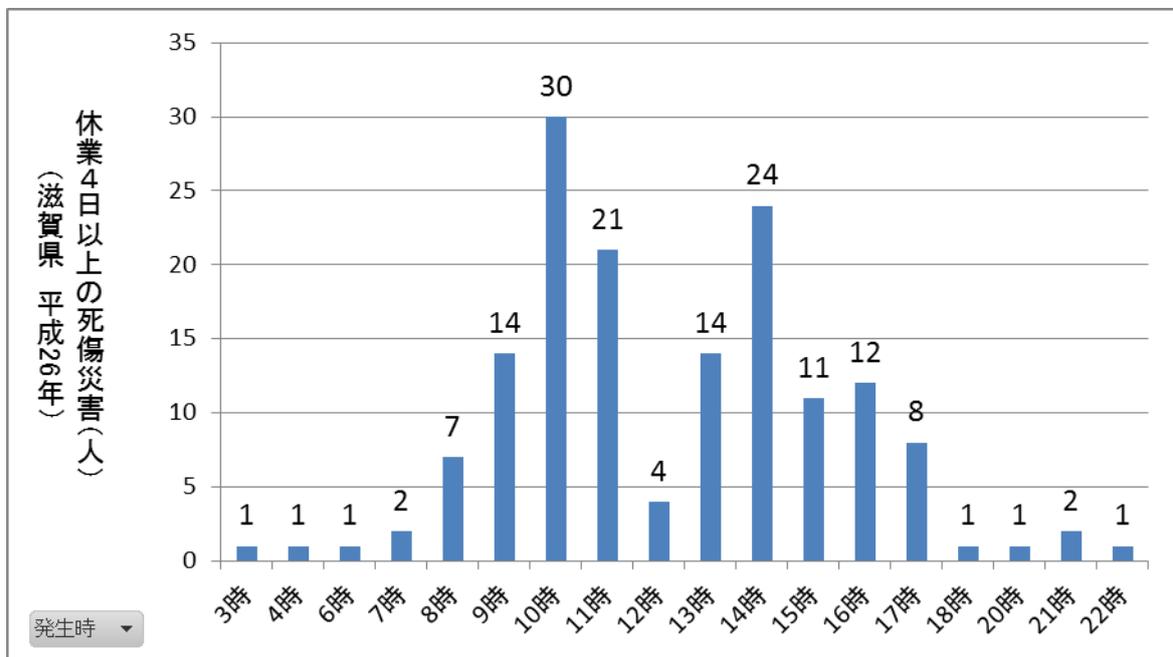
2 月別発生件数

発生月では、3月が22人（14%）で最も多い。この時期は、年度末であり、工期が終了する工事が多い。



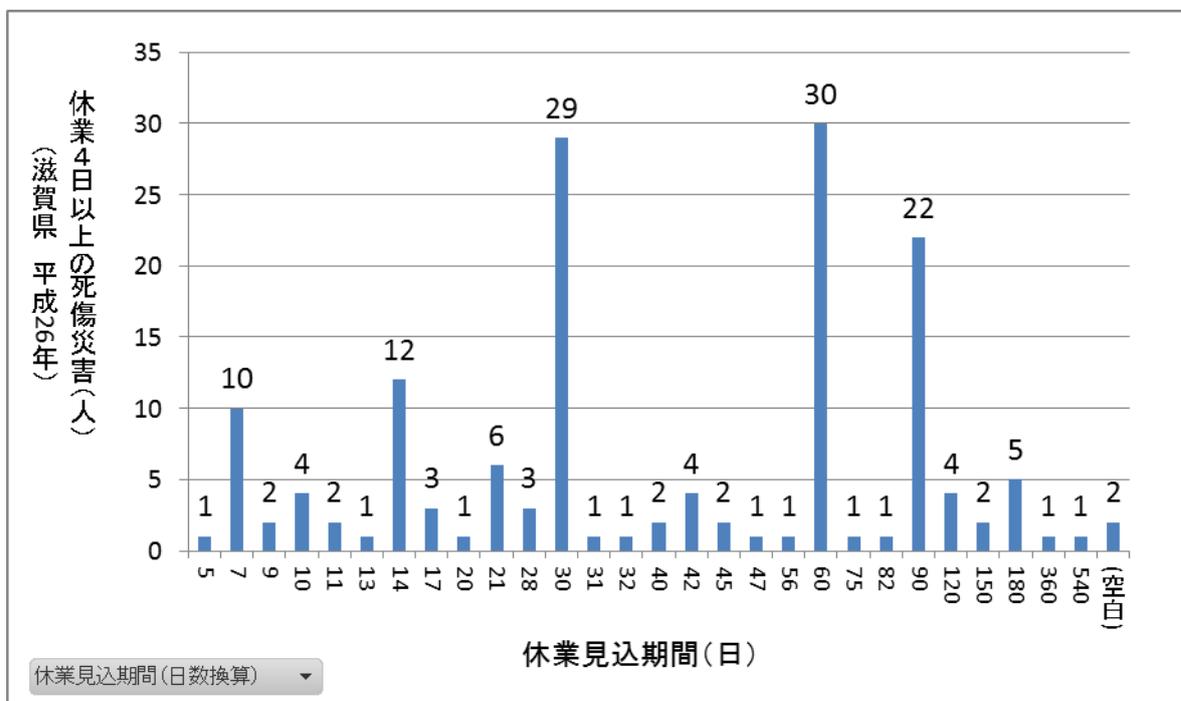
3 発生時間別件数

発生時間帯では、10時台が30人（19%）、14時台が24人（15%）であり、作業の中心時間帯に多く発生している。



4 休業見込期間

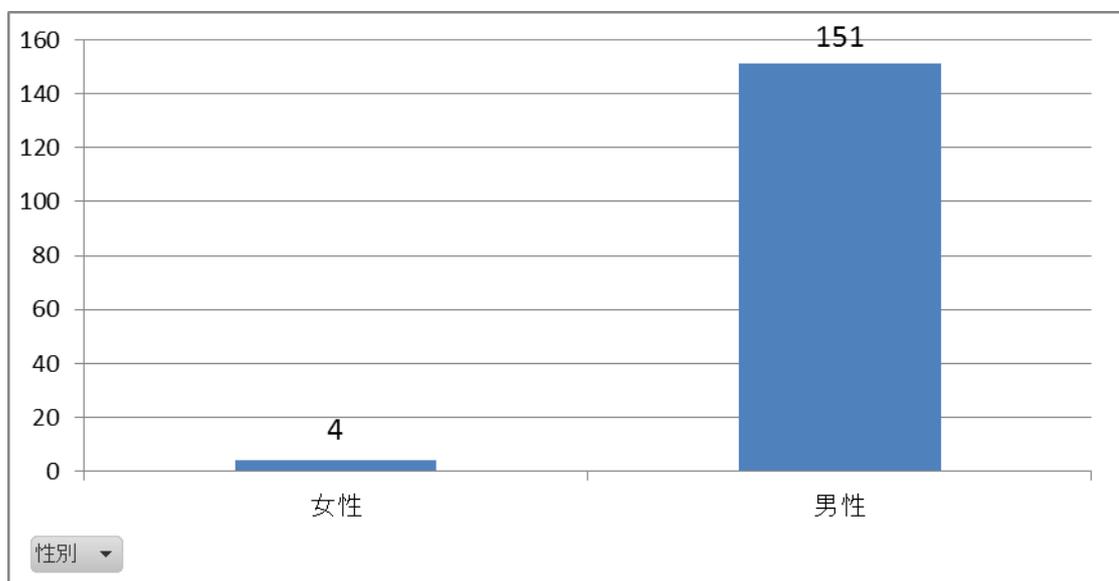
休業見込期間は、1か月以上が110人（71%）を占めている。



※休業見込期間は、例えば、「1週間」との報告は7日に、「1月」との報告は30日に換算している。

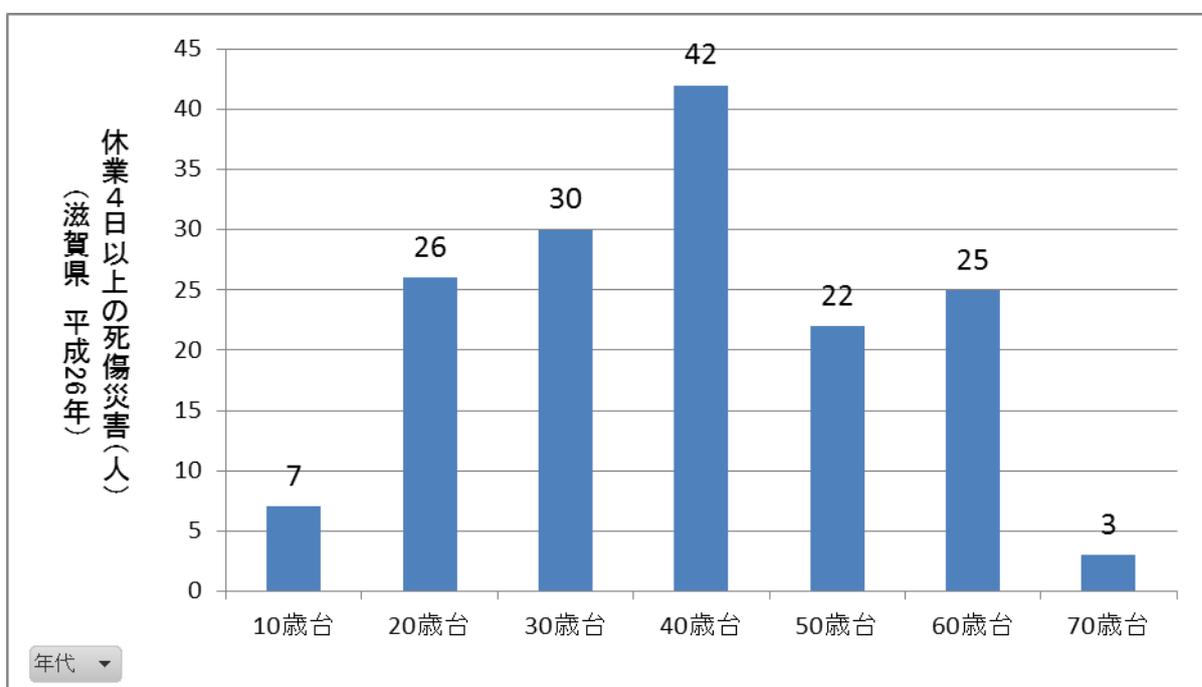
5 性別件数

性別では、男性が151人（97%）を占めている。



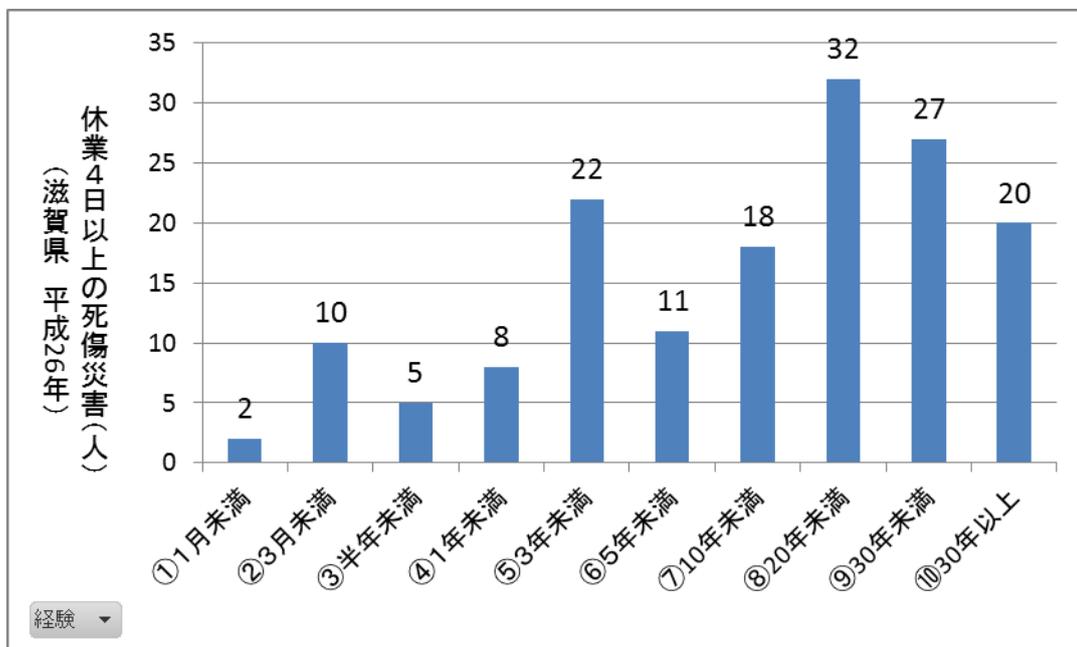
6 年齢別件数

50歳以上が50人（32%）、40歳代が42人（27%）、を占めている。



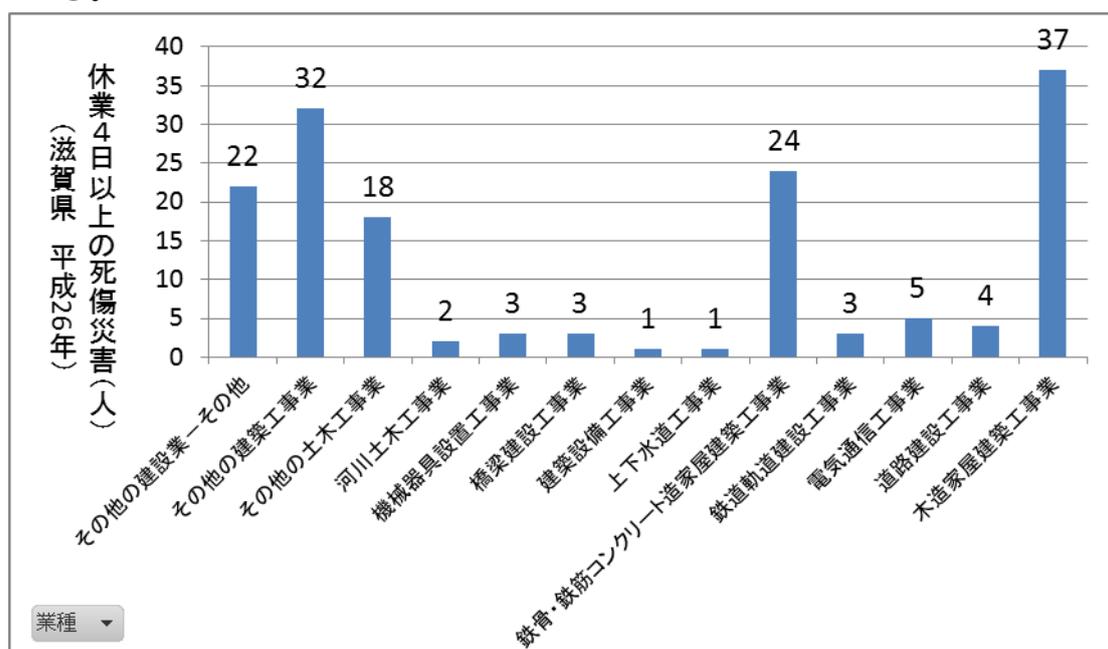
7 経験期間別件数

経験期間3年未満が47人（30%）、うち1年未満が25人（16%）である。10年以上が計79人（51%）、うち20年以上が47件（30%）を占めている。



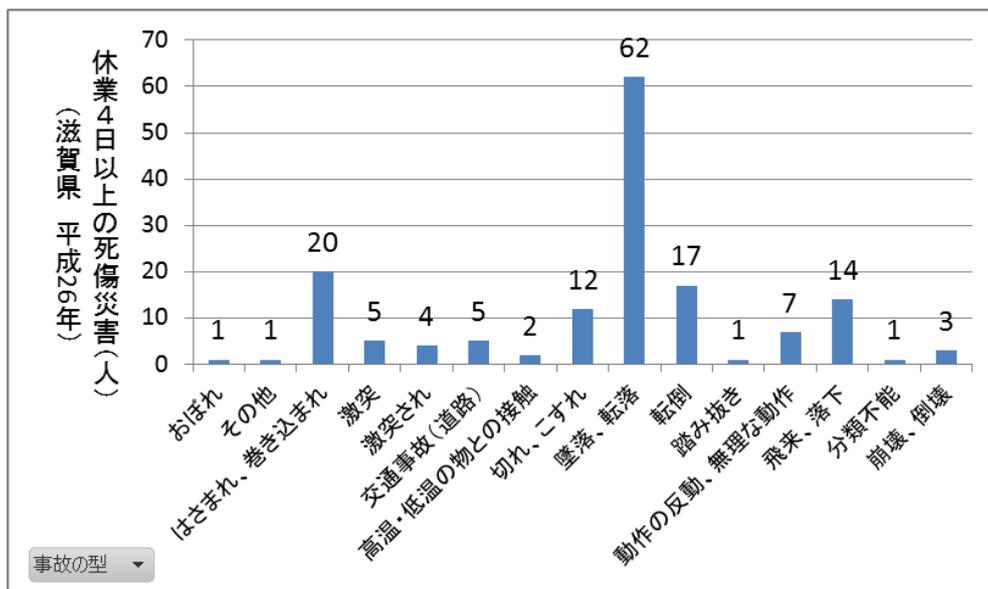
8 業種（小分類）別件数

木造家屋建築工事が37人（24%）、その他の建築工事が32人（21%）、鉄骨・鉄筋工コンクリート家屋建築工事が24人（15%）、その他の建設業—その他が22人（14%）その他の土木工事が18人（12%）を占めている。



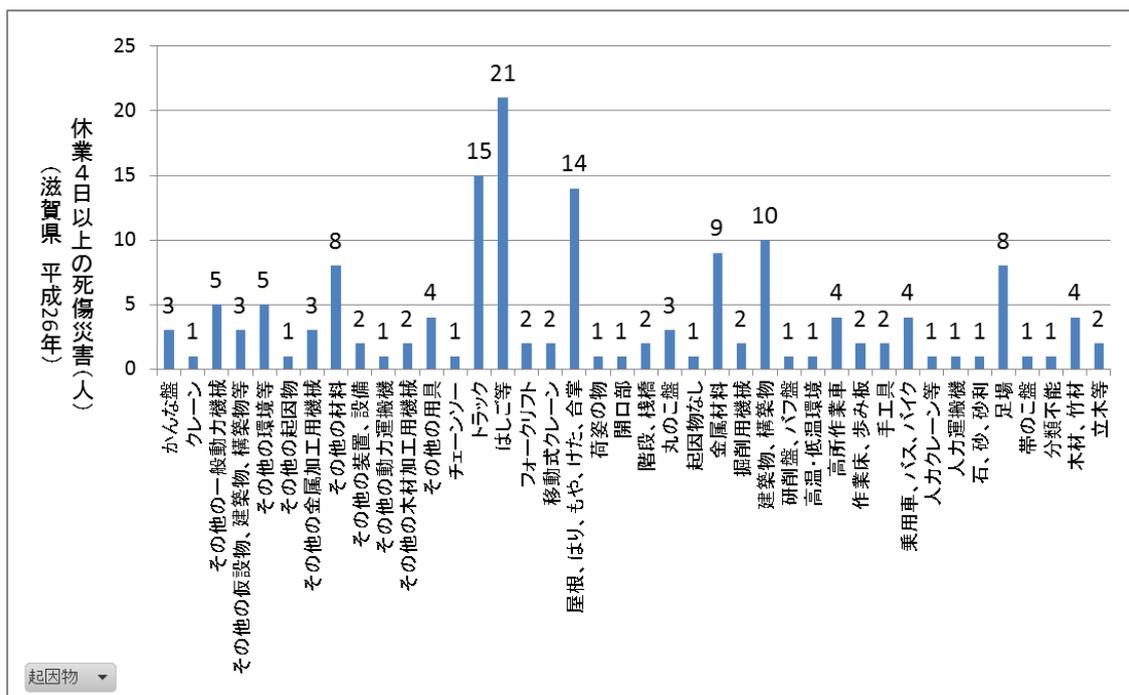
9 事故の型別件数

墜落・転落が62人（40％）で、死傷病報告集計開始の1999（平成11）年以來で割合は最高である。続いて、はさまれ・巻き込まれが20人（13％）、転倒が17人（11％）、飛来・落下が14人（9.0％）、切れ・こすれが12人（7.7％）の順に多くを占めている。



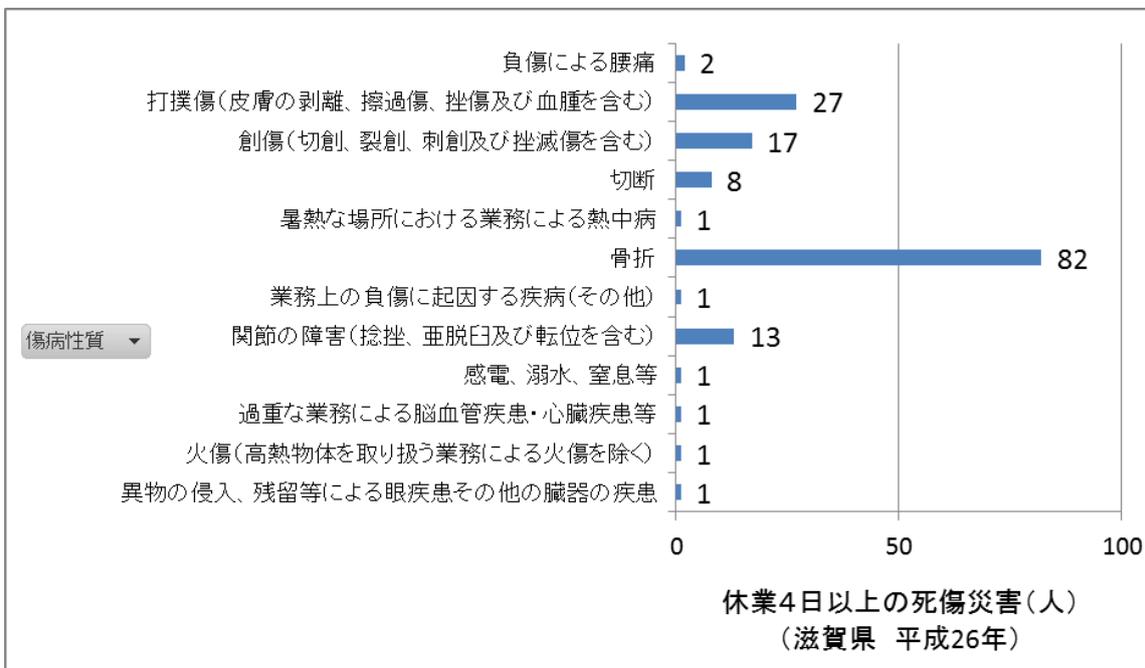
10 起因物（小分類）別件数

はしご等が21人（14％）、トラックが15人（9.7％）、屋根等が14人（9.0％）、建築物等が10人（6.5％）、金属材料が9人（5.8％）、足場が8人（5.2％）の順に多くを占める。



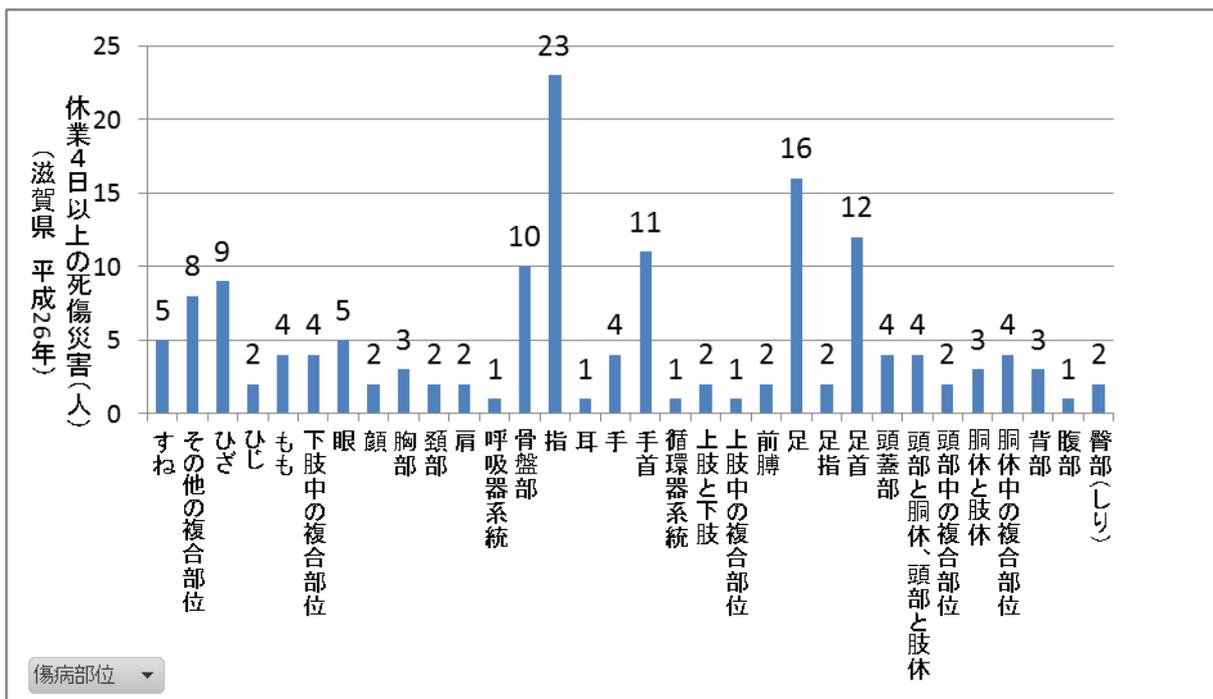
1.1 傷病性質別件数

骨折が82件（53%）、打撲傷が27件（17%）、創傷が17件（11%）、関節障害が13件（8.4%）、切断が8件（5.2%）の順に多くを占めている。



1.2 傷病部位別件数

指が23人（15%）、足が16人（10%）、足首が12人（7.7%）を占めている。



第3 今後の建設業労働災害防止対策

1 基本的な対策

- (1) 死亡災害に繋がりがやすい、建設業の「三大災害」(①墜落・転落災害②重機等災害③崩壊・倒壊災害)の防止を重点とした安全対策を徹底すること。
- (2) 第一に、店社の安全衛生管理体制を実効あるものとする。その上で、危険の目を事前に排除するため、店社で工事種類ごと・作業種類ごとに共通するリスクアセスメントを行い、店社の指導の下、各現場でその結果を活用すること。その際、リスクアセスメントは、作業手順の決定段階だけでなく、設計、施工計画、作業計画の各段階で実施すること(個々の作業段階では防止が難しい危険を事前に排除)。各現場では、「建設現場は時々刻々と状況と作業が変化すること」、「作業者が重層下請構造で日々作業者が入れ替わること」などの特殊事情をよく踏まえ、現場ごとに、日々、その時のリスクに応じた対策を講じること。

2 本年の労働災害発生状況から講じるべき安全衛生対策

- (1) 新規労働者への安全衛生教育の実施徹底
- (2) 50歳以上の熟練工に対する無理のない作業内容への変更
- (3) 足場の墜落・転落防止対策の再確認
特に足場先行組立、躯体と足場の隙間対策、開口部対策、手すり・幅木等の取付(改正労働安全衛生規則を含む)
- (4) スレートの踏み抜きによる墜落防止措置
特に親綱・スタンション・安全帯の使用、落下防止安全ネットの取付
- (5) 各種工事作業ごとの作業手順書作成とその教育の徹底
- (6) 低層作業対策 特に、脚立作業の禁止と「はしご」としての使用禁止。はしごの使用は、労働安全衛生規則に基づく使用の順守。
- (7) 安全通路確保の実施
特に階段、傾斜通路、法面等の斜面に関する通路対策
- (8) 丸鋸や研削盤等の木工機械安全措置の徹底
特に安全カバー等の使用徹底、保護メガネ使用の周知
- (9) トラックの積荷・積卸作業、荷台作業、降雪・降雨時作業の安全対策
- (10) 移動式クレーン作業時の安全操作と状況確認、荷下作業禁止、ワイヤロープの点検対策の徹底
- (11) 高所作業車の安全対策
特に操作教育の徹底、建物等などの挟まれ対策
- (12) 建設機械の適正な使用、特に、解体用車両系建設機械の使用時安全対策の徹底
- (13) 草刈り機の安全使用手順作成と徹底
- (14) 「後ろ向き作業」禁止の周知
- (15) 土木工事の基本的な安全対策の再周知

第4 主な災害事例

(注) 以下の表中で「年代」は10歳刻みとし、「経験年数」・「休業日数（休業見込日数）」は端数を四捨五入。

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
1	50	40年	鉄骨・鉄筋C造建築工事	墜落・転落	建築物・構築物
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	60日		骨折	足腰等	建築作業者
	<p>災害発生状況：被災者は、増築工事現場で、壁面に取付けるシャッター位置の墨だし作業中、壁面に設置された一側足場からバランスを崩し、2.5m下に飛び降り墜落した際、地面の側溝のある段差部分にて足腰などを骨折。</p> <p>原因：一側足場で手すりなどがなく墜落防止措置がなかったこと。</p>				
2	20	2か月	その他の建築工事	崩壊・倒壊	トラック
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2か月		打撲傷	手首	揚重作業者
	<p>災害発生状況：軽量鉄骨材をトラックに積み工事現場に行き、現場の荷捌き場で台車に2人で積替える際にトラックから骨材を降ろすときに骨材が崩れて、被災者の手に落ち打撲。</p> <p>原因：骨材の結束が十分でなく、高さのあるトラック荷台から重量物の荷を降ろす適切な作業手順が検討されていないことが原因。</p>				
3	30	8年	屋根建築工事	墜落・転落	屋根
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	20日		打撲傷	全身	造園工
	<p>災害発生状況：屋根の緑化工事として、被災者は45度勾配の屋根で芝生を貼り付け後、目砂作業中に4.2mのコンクリート土間に墜落し、全身打撲。</p> <p>原因：屋根に親綱は張られていたが、安全帯を使用していなかったこと。</p>				
4	20	3年	木造建築工事	切れ・こすれ	かんな盤
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	10日		切断	指	大工
	<p>災害発生状況：被災者は、料理店の改修工事に使用する板材（再利用・300×450×18mm）を自社の加工場に持ち帰り、手押しプレイナー（かんな盤）で切削中、板が跳ね上がり、回転中の刃に接触し、板を押さえていた左示指を切断。</p> <p>原因：かんな盤の刃の接触防止装置がなかったこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業 種	事故の型	起因物
5	30	20年	河川土木工事	墜落・転落	はしご等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		骨折	すね	土木作業者
	<p>災害発生状況：河川の護岸工事で、水路の型枠組立を行っていた被災者が、屋食のために、高さ2mの水路から降りる際、はしごの上部の手すりがあった。そのため、はしご側のさん木を手すり代わりに持ったところ、固定されていなかったため、墜落しすねを骨折。</p> <p>原因：はしごの上部手すり部がなかったこと、さん木の固定がされていなかったこと及び被災者が安全確認をしなかったこと。</p>				
6	20	27年	屋根瓦補修工事	墜落・転落	屋根
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	40日		骨折	胸部	瓦工
	<p>災害発生状況：被災者は、民家の瓦屋根の補修工事のため、一階下り屋根で、足場を組立作業中に、足を滑らせて軒下2.2mのところ止めていた軽トラックのアオリ上に墜落し胸部を骨折。</p> <p>原因：足場組立時の墜落防止措置（親綱、安全帯など）がなかったこと。</p>				
7	60	50年	家屋増築工事	墜落・転落	屋根
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		骨折	骨盤部	大工
	<p>災害発生状況：被災者は、増築工事現場の屋根上で、養生シートを掛ける作業中に、屋根の垂木に足を掛けたところ、垂木が置かれただけで固定されていなかったため、開口部から3.5m下に墜落して骨盤部を骨折。</p> <p>原因：3.5mもの高所作業にも関わらず、足場などの墜落防止措置・安全帯使用がなかったこと。垂木（固定）作業に関する手順がなかったこと。</p>				
8	60	10年	台風被害の復旧工事	墜落・転落	はしご等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2か月		骨折	肩	土木作業者
	<p>災害発生状況：台風被害を受けたアパート屋根・天井の復旧工事現場において、被災者は作業を終了、屋根からはしごで降りる途中に、他者にはしご下部を支えてもらっていたが、はしごが滑り、2.4m下の地面に墜落し肩を骨折。</p> <p>原因：はしごの上部と下部の固定がされていなかったこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
9	30	12年	建築物の外構工事	挟まれ・巻き込まれ	高所作業車
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		骨折	指	高所作業車運転者
	<p>災害発生状況：被災者は、高所作業車のバスケット（カゴ）に乗り、建物の外構改築のために設置されたコンクリート打設用型枠の作業を行っていた際、バスケットを上昇させたところ、運転席の手すりと型枠の固定材木の間で左手小指を挟まれ骨折。</p> <p>原因：高所作業車運転時の安全確認と操作ミスによるもの。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
10	20	7年	道路維持工事	飛来・落下	草刈り機
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	7日		打撲傷	眼	土工
	<p>災害発生状況：被災者は、道路の維持工事現場において、路肩の除草作業を2人1組で草刈り機を使用し行っていた。その際に、除草の飛散防護板を持っていた作業者が、汗を拭くために防護眼鏡を外した際に、被災者が使用していた草刈り機で跳ねられた石が眼に当たり打撲。</p> <p>原因：被災者と作業者の作業停止連絡が不十分で、かつ、フルヘルメットタイプの防護眼鏡などを使用しなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
11	40	10年	土木工事	墜落・転落	建築物・構築物
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	3か月		骨折	足	土工
	<p>災害発生状況：被災者は、市道の災害復旧現場において、道路両側にブロックを積む作業中、路肩の斜面から1.5m下に転落し、砂利敷きされた地面にて左足を骨折。</p> <p>原因：安全な作業スペースが確保されず、転落防止措置（手すり・親綱・安全帯など）がされていなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
12	50	25年	木造家屋建築工事	崩壊・倒壊	建築物・構築物
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2か月		骨折	全身	とび・土工
	<p>災害発生状況：被災者は、木造家屋解体現場において、屋根瓦を解体し、続いて壁の解体を行うために、壁が倒壊しないように移動式クレーンで壁を吊っていたところ、吊っていた壁が倒れ、作業員3人のうち被災者が下敷きとなり全身打撲。</p> <p>原因：壁の倒壊防止措置を移動式クレーンのみで行ったこと。クレーンの玉掛け方法（重心・吊り位置など）が適切でなかったこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
13	30	3年	鉄筋・鉄骨等建築工事	墜落・転落	はしご
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	6か月		打撲傷	ひじ	土木作業員
	<p>災害発生状況：被災者は、建物の解体現場において、屋内の2m上の天井の電気配線を切断するために、はしごを上っている際に、足を滑らせて転落し右ひじを打撲し靭帯など損傷。</p> <p>原因：2mの高所作業で「はしご」を使用したこと、保護帽は着用していたが安全帯未使用であったが基本的な足場などの設置をしなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
14	40	10年	トンネル工事	転倒	その他の用具
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	3か月		骨折	手首	建設作業員
	<p>災害発生状況：被災者は、地下車道のトンネル内において、アスベスト除去工事のために、坑内の壁にビニールシートを張り付ける作業を行った後、そのシートを外す作業中に、薬剤が付着したシート上で足を滑らして転倒し右手首を骨折。</p> <p>原因：使用した薬剤の除去をせず滑りやすいシート上作業を行ったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
15	40	10年	鉄筋・鉄骨C建築工事	切れ・こすれ	丸のこ盤
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		創傷	指	型枠大工
	<p>災害発生状況：被災者は、給食センター建築工事現場において、スラブ用のベニア板を加工するために、作業床に板を固定し、充電式丸のこを右手持ちながら板を切断していたとき、板を落とさないように左手を伸ばした際、丸のこの刃に触れ左手示指を創傷。</p> <p>原因：丸のこの刃の接触防止装置がなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
16	50	3年	木造家屋建築工事	墜落・転落	脚立
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	4か月		打撲傷	全身	建築作業員
	<p>災害発生状況：被災者は、木造家屋新築工事現場において、1人で外灯の取付作業を、作業面が不安定にも関わらず脚立を設置して、脚立に乗り行っていた際に、脚立がひっくり返り転落し全身打撲。</p> <p>原因：不安定な作業床で脚立を使用したこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
17	60	40年	木造家屋建築工事	激突	金属材料
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		創傷	前腕	大工
	<p>災害発生状況：被災者は、自社の新築工事現場において、棟上げ前の土台敷き作業中、使用する木材を2人で運んでいる時に、作業床にあった資材につまずき、土台のホールダウンボルトに激突して、その際に、左肘下にボルトがささり創傷。</p> <p>原因：作業床の整理不十分と作業通路未確保。突き出したボルトの防護措置がなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
18	20	2か月	設備工事	挟まれ・巻き込まれ	金属材料
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1か月		骨折	指	配管工
	<p>災害発生状況：被災者は、自社工場内において、現場から撤去してきた不要配管を整理作業中、鉄製配管（長さ1.5m、200A）を持ち上げようとした際に、手を滑らせて不要配管との間に右手を挟んで骨折。</p> <p>原因：重量と長さのある配管の運搬作業において作業手順に不備があったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
19	30	5年	木造家屋建築工事	墜落・転落	屋根
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	90日		骨折	全身	大工
	<p>災害発生状況：被災者は、牛舎の屋根吹き替え工事現場において、高さ4mの屋根での吹き替え作業中、屋根上に積んでいた木材（長さ4m、5枚）が滑り落ちた。屋根の端に行き止まりようとしたが、止められずに木材とともにコンクリート土間に墜落し全身打撲・骨折。</p> <p>原因：高所作業場所の開口部墜落防止措置（足場設置、親綱と安全帯使用、手すり取付）がなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
20	20	1か月	土木工事	激突され	建設機械
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	10日		難聴	耳	土工
	<p>災害発生状況：土木工事現場にて、建設機械を使用して基礎コンクリート部の作業中、建設機械で荷吊りしていた際に、吊荷の下に被災者が入り、合図する間もなく、建設機械で跳ね飛ばし耳を損傷し難聴。</p> <p>原因：合図と安全確認未実施。建設機械での荷吊り禁止とその下部への立入禁止の未実施。</p>				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
21	30	6年	木造家屋建築工事	墜落・転落	屋根等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	75日		骨折	全身	とび工
	災害発生状況：被災者は、木造建築工事現場において、家屋の組立作業を2階作業場で行っていたところ、足場としていた梁木材が折れて、約5m下の土間に墜落し上肢・胸を骨折。 原因：足場と安全な広さを持つ作業床を設けていなかったこと。親綱・安全帯未使用であったこと。				
22	50	21年	電気通信工事	飛来・落下	その他の用具
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	45日		骨折	手首	電気工
	災害発生状況：高さ14mの建物の屋根端部に高圧電気ケーブルを延伸する作業中、トラック荷台に設置した電動ウインチを通じ、約200mケーブルに引き綱用ロープを取付、その中間のロープの繋ぎ箇所にシャコ（連結金具）を結んでロープをウインチで引っ張った際に、シャコの繋ぎ部が外れて被災者に飛来し左手首を骨折。 原因：繋ぎ部分の安全確認不足と飛散防止対策の安全手順の不備があった。				
23	30	5か月	木造家屋建築工事	転倒	建築物等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	3か月		創傷	ひざ	屋根工
	災害発生状況：被災者は、建築工事現場の屋根吹き替え作業中に、道具を取りに行く途中で、屋根作業場にあった固定されていない瓦を踏んで、滑り転倒しひざを創傷。 原因：安全な作業床が設置されていなかったこと。				
24	60	30年	その他の建築工事	墜落・転落	屋根等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	90日		骨折	下肢全体	解体工
	災害発生状況：新築に伴う既存建物解体工事現場において、被災者は、スレート葺き屋根に登り、屋根の上部から順次、スレート板を手作業で外していた。上部から5mに来た時、スレートを踏み抜き3.5下に墜落し下肢部を骨折。 原因：後ろ向き作業の禁止、スレートの踏み抜きに対する作業床未設置、親綱と安全帯未使用及び墜落防止用安全ネットの未設置であったこと。				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
25	50	5年	その他の建設業工事	挟まれ・巻込まれ	トラック
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2か月		切断	指	建築作業者
	<p>災害発生状況：被災者は、建築現場から回収したコンクリート廃材をトラックに載せて、自社資材置き場で荷卸しを終了した際に、トラックの後部のゲート（扉）が開いていたので、確認しようとして、手をゲートに入れたところ、ゲートが閉まり、示指・中指・薬指を挟まれ切断。</p> <p>原因：ゲートが閉じないように安全支柱などを入れなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
26	30	13年	鉄骨・鉄筋C建築工事	墜落・転落	その他の用具
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	60日		骨折	手	型枠解体工
	<p>災害発生状況：被災者は、建物の基礎型枠解体中に、次の型枠基礎部分に移動するため、基礎間に渡していた足場板を渡ろうとした際、足場板を受けていた基礎部の型枠が外れて、</p> <p>2. 8m下のコンクリート土間に墜落し手を骨折。</p> <p>原因：型枠部分に足場板をかけていたこと。型枠取付が不十分であったこと。安全な作業通路の確保がされていなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
27	20	2年	鉄骨・鉄筋C建築工事	墜落・転落	足場
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	10日		創傷	背部	型枠解体工
	<p>災害発生状況：被災者は、建築物の外部足場上で、建物内部から型枠材を搬出している時に、足場と躯体の隙間から後向きに転倒し、更に1. 8m下の足場作業床へ転落し背中を創傷。</p> <p>原因：足場と躯体の隙間が広がった（30cm以下）こと。後向き作業をしており安全確認が不十分であったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
28	40	20年	橋梁工事	切れ・こすれ	丸のこ盤
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2か月		切断	指	とび工
	<p>災害発生状況：被災者は、橋梁補修工事現場において、つり足場の作業床にて携帯用丸のこを使用して材料を切断する際に、切断箇所が見にくかったため、丸のこの安全カバーを手で外して作業したため、左手人差し指を切断。</p> <p>原因：丸のこの安全カバーを外して作業したこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
29	20	1年	鉄骨・鉄筋C建築工事	墜落・転落	仮設物等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	17日		打撲傷	腹部	施工管理者
	<p>災害発生状況：被災者は、工場敷地内の基礎工事現場において、工事終了前に作業現場の確認中、法面から1m下に転落し、腹部打撲。</p> <p>原因：法面の墜落防止措置がなかったこと。昇降階段などが未設置であったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
30	30	4か月	機械器具設置工事	墜落・転落	足場
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	60日		骨折	骨盤部	足場組立工
	<p>災害発生状況：被災者は、設備工事現場において、溶接機のアース設置作業のため、1.8mの枠組足場から降りる際に、足場に設置された単管の端部が未固定で、その単管を握って降りようとした時、単管が回転したため転落し骨盤部を骨折。</p> <p>原因：足場の手すり用単管の未固定。昇降階段が未設置。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
31	20	6か月	鉄骨・鉄筋C建築工事	激突され	掘削用機械
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	2週間		打撲傷	すね	舗装工
	<p>災害発生状況：被災者は、商業施設の新築工事現場において、舗装作業でトラックに碎石を積み込む作業をしている際に、碎石を積み込んだ建機（バックホー）が後進し、そのキャタピラに轢かれて左下腿部（すね）を打撲。</p> <p>原因：建機の後進時の安全確認が不十分であり、作業者を指揮する者が決められていなかったこと。作業通路計画がなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業種	事故の型	起因物
32	40	3年	木造家屋建築工事	切れ・こすれ	丸のこ盤
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	3か月		切断	指	大工
	<p>災害発生状況：被災者は、事業場の改修工事現場において、木材（長さ1.2m）の枝を携帯用丸のこ盤で縦に切断中、枝を押さえていた左手親指を切断。</p> <p>原因：丸のこ盤の安全カバーを外していたこと。枝を手で押さえていたこと。</p>				

番号	年代	経験年数	業 種	事故の型	起因物
33	40	23年	鉄道軌道建設工事	墜落・転落	階段等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	6か月		打撲傷	ひざ	はつり工
	<p>災害発生状況：被災者は、鉄道保線の構造物補強工事現場において、現場の斜面に設置された手すりのない昇降階段を降りる途中に、踏板を踏み外して、転落しひざを打撲。</p> <p>原因：昇降階段の踏板間隔が不適切であったこと。滑り止めがなく、手すりの取付がなかったこと。</p>				
番号	年代	経験年数	業 種	事故の型	起因物
34	50	2年	建築物解体用工事	飛来・落下	木材等
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	1週間		創傷	頭部	建築作業者
	<p>災害発生状況：被災者は、建物の解体工事現場（解体用機械を使用）において、2階の梁に移動したところ、梁が躯体と繋がっていなかったことから梁が落下して、1階にいた被災者の頭部に当たって創傷。</p> <p>原因：解体作業時の梁の取付状態の安全確認が不十分で、上下作業時の作業者の安全確認がされていなかったこと。解体作業時の作業手順が未整備であったこと。保護帽未使用であったこと。なお、解体用機械の使用時の安全作業マニュアルを作成することが必要であった。</p>				
番号	年代	経験年数	業 種	事故の型	起因物
35	30	10年	土木工事	崩壊・倒壊	建築物、構築物
	休業日数		傷病性質	傷病部位	職種
	5か月		骨折	もも	土工
	<p>災害発生状況：被災者は、河川改良工事現場において、水路の擁壁ブロックを1人で設置中に、ブロックが倒れ、被災者もブロックとともに水路に転落し、擁壁ブロックと水路の間に足を挟まれ骨折。</p> <p>原因：重量物である擁壁ブロックを1人で行う作業方法が不適切であったこと（2人作業とクレーン等機械使用による安全作業が必要であった）。</p>				

以上